

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-素形材産業分野の基準について-

平成31年3月

法務省・経済産業省編

(制定履歴)

平成31年3月20日公表

令和元年9月27日一部改正

令和元年11月29日一部改正

令和2年2月28日一部改正

令和2年4月1日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、素形材産業分野についても「素形材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「素形材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・経済産業省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、素形材産業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材産業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成31年経済産業省告示第57号。以下「告示」

という。)において、素形材産業分野固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、素形材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。

二～六（略）

- 七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

素形材産業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

- 一 細分類2194—鋳型製造業（中子を含む）
- 二 小分類225—鉄素形材製造業
- 三 小分類235—非鉄金属素形材製造業

<p>四 細分類 2 4 2 4 ー作業工具製造業</p> <p>五 細分類 2 4 3 1 ー配管工事用附属品製造業（バルブ，コックを除く）</p> <p>六 小分類 2 4 5 ー金属素形材製品製造業</p> <p>七 細分類 2 4 6 5 ー金属熱処理業</p> <p>八 細分類 2 5 3 4 ー工業窯炉製造業</p> <p>九 細分類 2 5 9 2 ー弁・同附属品製造業</p> <p>十 細分類 2 6 5 1 ー鑄造装置製造業</p> <p>十一 細分類 2 6 9 1 ー金属用金型・同部分品・附属品製造業</p> <p>十二 細分類 2 6 9 2 ー非金属用金型・同部分品・附属品製造業</p> <p>十三 細分類 2 9 2 9 ーその他の産業用電気機械器具製造業（車両用，船舶用を含む）</p> <p>十四 細分類 3 2 9 5 ー工業用模型製造業</p>
<p>分野別運用方針（抜粋）</p> <p>5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>（1）1号特定技能外国人が従事する業務</p> <p>1号特定技能外国人が従事する業務区分は，上記3（1）に定める試験区分に対応し，別表b. 業務区分（5（1）関係）の欄に掲げる業務とする。</p>
<p>分野別運用要領（抜粋）</p> <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 1号特定技能外国人が従事する業務</p> <p>素形材産業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は，運用方針3（1）に定める試験区分及び運用方針5（1）に定める業務区分に従い，上記第1の試験合格又は下記2（1）の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。</p> <p>あわせて，当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（鑄造の例：加工品の切削・ばり取り・検査業務，型の保守管理等）に付随的に従事することは差し支えない。</p>

- 特定技能雇用契約の雇用関係に関する事項に係る基準として，素形材産業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第1条第1項第7号に基づき告示をもって定めたものです。
- 素形材産業分野の1号特定技能外国人が活動を行う事業所が，日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。
 - ① 細分類 2 1 9 4 ー鑄型製造業（中子を含む）
 - ② 小分類 2 2 5 ー鉄素形材製造業

- ③ 小分類 2 3 5 ー非鉄金属素形材製造業
 - ④ 細分類 2 4 2 4 ー作業工具製造業
 - ⑤ 細分類 2 4 3 1 ー配管工事用附属品製造業（バルブ，コックを除く）
 - ⑥ 小分類 2 4 5 ー金属素形材製品製造業
 - ⑦ 細分類 2 4 6 5 ー金属熱処理業
 - ⑧ 細分類 2 5 3 4 ー工業窯炉製造業
 - ⑨ 細分類 2 5 9 2 ー弁・同附属品製造業
 - ⑩ 細分類 2 6 5 1 ー鑄造装置製造業
 - ⑪ 細分類 2 6 9 1 ー金属用金型・同部分品・附属品製造業
 - ⑫ 細分類 2 6 9 2 ー非金属用金型・同部分品・附属品製造業
 - ⑬ 細分類 2 9 2 9 ーその他の産業用電気機械器具製造業（車両用，船舶用を含む）
 - ⑭ 細分類 3 2 9 5 ー工業用模型製造業
- 前記の日本産業分類に掲げる産業を行っているとは，1号特定技能外国人が業務に従事する事業場において，直近1年間で前記の①～⑭に掲げるものについて製造品出荷額等が発生していることを指します。
- 製造品出荷額等とは，直近1年間における製造品出荷額，加工賃収入額，くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり，消費税及び酒税，たばこ税，揮発油税及び地方揮発税を含んだ額のことを指します。
- ① 製造品の出荷とは，その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を，直近1年間中にその事業所から出荷した場合をいいます。また，次のものも製造品出荷に含みます。
 - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
 - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み，直近1年間中に返品されたものを除く）
 - ② 加工賃収入額とは，直近1年間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し，あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工，処理を加えた場合，これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。
 - ③ その他収入額とは，上記①，②及びくず廃物の出荷額以外（例えば，転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの），修理料収入額，冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいいます。

- 素形材産業分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるとおり、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。さらに、当該業務は、告示第2条に掲げる産業に係るものでなければなりません。
 - 分野別運用要領に記載されているとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
 - なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます。(注)
- (注) 専ら関連業務に従事することは認められません。
- ① 原材料・部品の調達・搬送作業
 - ② 各職種の前工程作業
 - ③ クレーン・フォークリフト等運転作業
 - ④ 清掃・保守管理作業
- 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については経済産業省にお問合せください。問い合わせ先については、経済産業省のホームページを御覧ください。
(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html)

【確認対象の書類】

- 素形材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3-1号）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

素形材産業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は素形材産業分野の第2号技能実習を修了した者とする。

なお、素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野の3分野においては、製造現場で従事する業務の多くが共通していることから、技能水準及び評価方法等を統一し、「製造分野特定技能1号評価試験」として共通の評価試験を実施する。

（1）技能水準（試験区分）

別表a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験

（2）日本語能力水準

「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 素形材産業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

- 1号特定技能外国人として素形材産業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。
- また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。
- 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
- なお、素形材産業分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。

【確認対象の書類】

＜試験合格者の場合＞

- 本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる技能試験の合格証明書の写し
 - 日本語能力を証するものとして次のいずれか
 - ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
 - ・ 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し
- *ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験

(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

<本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合>

- 技能実習2号修了時の技能検定等に合格している場合
 - ・ 本要領別表の「試験免除等となる技能実習2号」欄に掲げる職種・作業に係る技能検定3級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
- 技能実習2号修了時の技能検定等に合格していない場合
 - ・ 技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号）

* 詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。

【留意事項】

- 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習2号修了時の技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

告示第3条

素形材産業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 経済産業省の組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（次号において「協議・連絡会」という。）に加入すること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議・連絡会の構成員となること。
- 二 経済産業省又は協議・連絡会の行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこと。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、素形材産業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 初めて素形材産業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に、経済産業省が設置する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会に加入し、加入後は、協議・連絡会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- 入国後4か月以内に協議・連絡会に加入していない場合には、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- また、協議・連絡会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- なお、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会に関する問合せ先につ

いては、経済産業省のホームページを御覧ください。

(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html)

【確認対象の書類】

- 素形材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3-1号）
- 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員であることの証明書

【留意事項】

- 初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。
- 2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。

第4 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

素形材産業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号の告示で定める基準は、申請人が、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、素形材産業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。
- 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 1号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れはできないこととなります。

【確認対象の書類】

- 素形材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3－1号）

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号		
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号			
			職種		作業	
【特定技能1号】 鋳造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(鋳造)	国際交流基金日本語基礎テスト	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造		
		日本語能力試験(N4以上)		非鉄金属鋳物鋳造		
【特定技能1号】 鍛造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(鍛造)	国際交流基金日本語基礎テスト	鍛造	ハンマ型鍛造		
		日本語能力試験(N4以上)		プレス型鍛造		
【特定技能1号】 ダイカスト(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶融金属を金型に圧入して高い精度の鋳物を短時間で大量に生産する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(ダイカスト)	国際交流基金日本語基礎テスト	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト		
		日本語能力試験(N4以上)		コールドチャンバダイカスト		
【特定技能1号】 機械加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト	機械加工	普通旋盤		
		日本語能力試験(N4以上)		フライス盤		
				数値制御旋盤		
				マシニングセンタ		

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号			技能水準及び評価方法等
			職種	作業		
【特定技能1号】 金属プレス加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(金属プレス加工)	国際交流基金日本語基礎テスト	金属プレス加工	金属プレス		
		日本語能力試験(N4以上)				
【特定技能1号】 工場板金(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種工業製品に使用される金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(工場板金)	国際交流基金日本語基礎テスト	工場板金	機械板金		
		日本語能力試験(N4以上)				
【特定技能1号】 めっき(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(めっき)	国際交流基金日本語基礎テスト	めっき	電気めっき		
		日本語能力試験(N4以上)		溶融亜鉛めっき		
【特定技能1号】 アルミニウム陽極酸化処理(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、アルミニウムの表面を酸化させ、酸化アルミニウムの皮膜を生成させる作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験 (アルミニウム陽極酸化処理)	国際交流基金日本語基礎テスト	アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理		
		日本語能力試験(N4以上)				
【特定技能1号】 仕上げ(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	仕上げ	治工具仕上げ		
		日本語能力試験(N4以上)		金型仕上げ		
【特定技能1号】 機械検査(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種測定機器等を用いて機械部品の検査を行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械検査)	国際交流基金日本語基礎テスト	機械検査	機械検査		
		日本語能力試験(N4以上)				

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号			技能水準及び評価方法等
			職種	作業		
【特定技能1号】 機械保全(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械保全)	国際交流基金日本語基礎テスト	機械保全	機械系保全	/	
		日本語能力試験(N4以上)				
【特定技能1号】 塗装(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(塗装)	国際交流基金日本語基礎テスト	塗装	建築塗装		
		日本語能力試験(N4以上)		金属塗装		
				鋼橋塗装		
				噴霧塗装		
【特定技能1号】 溶接(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(溶接)	国際交流基金日本語基礎テスト	溶接	手溶接		
		日本語能力試験(N4以上)		半自動溶接		

(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。